



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010年6月10日

### 「LT会」会報第10-11号（総69号） 個人所得税への課税強化

上海良図商務諮詢有限公司

中国では貧富差がますます拡大され、かなりの社会不安要因となり、中国中央政府もその貧富差拡大を食い止めるため、高所得者に対する個人所得税課税強化に乗り出した。

2010年5月31日付け中国国家税務総局から「高所得者個人所得税徴収管理の一層強化の通知」（国税発[2010]54号）を発表された。本「通知」骨子は以下の通りである。

1. 高所得納税所得の管理・監督
  - (1) 高所得者の源泉状況を把握
  - (2) 全員全額の源泉明細申告管理
  - (3) 年間所得12万元以上の申告管理強化（外国人の場合は全員チェック対象）
  - (4) 個人所得税納税管理システム利用の推進
2. 高所得者の主要所得の徴収管理強化
  - (1) 財産譲渡所得の徴収管理
  - (2) 利息・配当所得の管理強化
  - (3) 規模大きな個人独資企業、パートナー企業及び個人私企業の生産、営業所得の管理
  - (4) 労務報酬（エンターテイメント、講演、コンサル、資産運用など）所得徴収管理と給与所得の比率管理
  - (5) 外国籍個人所得
3. 高所得者の個人所得税納税評価と特別検査の実施
4. 納税サービスの改善、高所得者の法律に基づく納税概念の誘導。

本件「通知」により、税務署の検査が強化されるものと予想され、いつでも対応できるように資料の準備と文書化を構築した方がいいかと思う。

以上